

教育講演

社会医学系専門医制度指導医講習会

2017年11月21日(火) 16:30 ～ 18:00 A会場（メイン）（12F 特別会議場）

[2-A-5-AS2-1] 社会医学系専門医制度の現状報告と展開可能性

今中 雄一（京都大学 大学院医学研究科 医療経済学分野）

社会医学系専門医制度は、関連学会・団体が共同・協働して構築し、本年平成29年度より始動した。当制度は、使命感、倫理性、誇りと公共への責任をもって医療・公衆衛生の向上に貢献し、国民に信頼される専門医の制度であることを目指すものである。社会医学系の専門活動は、社会に大きく貢献するやりがいのある仕事であるが、外からは見えにくい。専門外に見えにくい専門性を“見える化”することは重要であり、それは、専門性を“高める”しくみの強化に繋がる。

専門研修プログラムでは、「医療」を主分野とする専攻医は、副分野として「行政・地域」、「産業・環境」の各領域においても学びを経験する。社会システムを広く理解し今後の人的ネットワークにも繋げていく。各プログラムの研修の場では、具体的に能力向上のための場や方法が提供されていくが、各々の工夫や技法や方略から学びあう場づくりも今年度から行われる。

能力向上を進めるしくみを継続的により良いしくみにしていき、関係者の協働の基盤を強化し、キャリアパスの見える化を進め、医療・健康・介護の社会システムの向上、関連多職種を含む全体の活動の向上を目指すものである。専攻医の育成にとどまらず、自己学習・生涯学習の促進・支援を通じて、専門医、指導医の能力の保証と継続的向上を進め、社会医学系の専門的活動とその意義を国民に見えやすくする。社会医学系の専門人材のキャリアパスやロールモデルをわかりやすく示す。かつ、既存のパスやモデルに拘らずに、柔軟に未来志向で、新たな社会における変革していく専門性の発展を促すものである。そういった人材育成システムを体系化して常に進化させていく必要がある。

また、当専門医制度とその専門医の社会的貢献を、社会により見えるようにしていくことも重要である。当制度をもうまく活用し、関係者の総力を挙げて人材育成のしくみを継続的に発展させることが求められている。

社会医学系専門医制度専門医・指導医講習会

今中雄一^{*1}、中川肇^{*2}、近藤克之^{*3}、澤智博^{*4}

^{*1} 京都大学、^{*2} 富山大学、^{*3} 秋田大学、^{*4} 帝京大学

Continuing Education for Board Certified Physicians in Public Health and Social Medicine

Yuichi Imanaka^{*1}, Hajime Nakgawa^{*2}, Katsuyuki Kondo^{*3}, Tomohiro Sawa^{*4}

^{*1} Kyoto University, ^{*2} University of Toyama,

^{*3} Akita University, ^{*4} Teikyo University

Japan Board of Public Health and Social Medicine was established in December 2016. Training programs for physician has been accredited in nation-wide. This session is to provide board certified physicians with continuing education contents. The contents of the session is based on the basic educational program published by the Japan Board of Public Health and Social Medicine. The basic program contains review of public health, healthcare policy, epidemiology and medical statistics, behavioral science, organizational management, health crisis management, environment and occupational health. In this session, organizational management and information management will be presented.

Keywords: Japan Board of Public Health and Social Medicine, Continuing education, Board certification

1. 講習会要旨

2016 年 12 月に社会医学系専門医協会が発足し、全国各地に専門医研修プログラムが認定されている。これら研修プログラムを支える専門医・指導医に対する講習会を実施する。

講習は、社会医学系専門医協会より公表されている基本プログラムに準ずる内容とする。

基本プログラムにおいては、公衆衛生総論、保健医療政策、疫学・医学統計学、行動科学、組織経営・管理、健康危機管理、環境・産業保健、がリストされている。

本講習では、組織経営・管理の情報管理を中心に指導医認定・更新に必要な内容を提示する。

2. 社会医学系専門医制度の現状報告と展開可能性（今中雄一）

社会医学系専門医制度は、関連学会・団体が共同・協働して構築し、本年平成 29 年度より始動した。当制度は、使命感、倫理性、誇りと公共への責任をもって医療・公衆衛生の向上に貢献し、国民に信頼される専門医の制度であることを目指すものである。社会医学系の専門活動は、社会に大きく貢献するやりがいがある仕事であるが、外からは見えにくい。専門外に見えにくい専門性を“見える化”することは重要であり、それは、専門性を“高める”しくみの強化に繋がる。

専門研修プログラムでは、「医療」を主分野とする専攻医は、副分野として「行政・地域」、「産業・環境」の各領域においても学びを経験する。社会システムを広く理解し今後の人的ネットワークにも繋げていく。各プログラムの研修の場では、具

体的に能力向上のための場や方法が提供されていくが、各々の工夫や技法や方略から学びあう場づくりも今年度から行われる。

能力向上を進めるしくみを継続的により良いしくみにしていき、関係者の協働の基盤を強化し、キャリアパスの見える化を進め、医療・健康・介護の社会システムの向上、関連多職種を含む全体の活動の向上を目指すものである。専攻医の育成にとどまらず、自己学習・生涯学習の促進・支援を通じて、専門医、指導医の能力の保証と継続的向上を進め、社会医学系の専門的活動とその意義を国民に見えやすくする。社会医学系の専門人材のキャリアパスやロールモデルをわかりやすく示す。かつ、既存のパスやモデルに拘らずに、柔軟に未来志向で、新たな社会における変革していく専門性の発展を促すものである。そういった人材育成システムを体系化して常に進化させていく必要がある。

また、当専門医制度とその専門医の社会的貢献を、社会により見えるようにしていくことも重要である。当制度をもうまく活用し、関係者の総力を挙げて人材育成のしくみを継続的に発展させることが求められている。

3. 専門医制度および専門研修の概要

3.1 専門医制度の運営

社会医学系専門医制度は、日本衛生学会、日本産業衛生学会、日本公衆衛生学会、日本疫学会、日本医療・病院管理学会、日本医療情報学会、日本集団災害医学会、日本職業・災害医学会の学会が、全国保健所長会、地方衛生研究所全国協議会、全国衛生部長会、全国医育機関衛生学公衆衛生学教育協議会、日本医師会、日本医学会連合により構成されている一般社団法人 社会医学系専門医協会が運

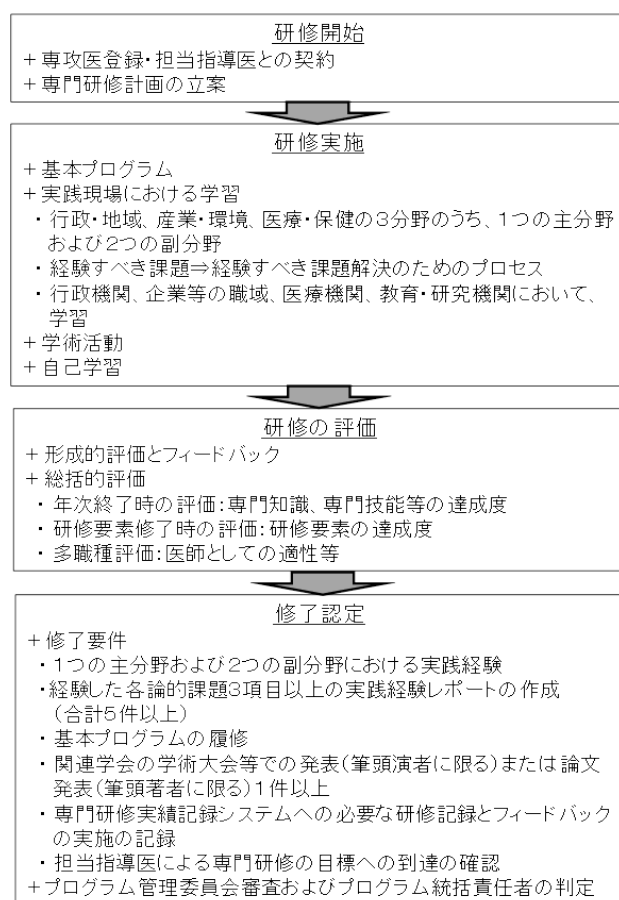
営を行いる。

3.2 専門研修の概要

専攻医の専門研修は、研修基幹施設および研修連携施設において、担当指導医の下で行われる。また、研修全体の管理や修了認定は、研修基幹施設に設置されたプログラム管理委員会による審議とプログラム管理責任者の責任において行われる。

各専攻医は、研修施設群に登録し、指導医と契約することが専門研修の出発点となる。それ以降の専門研修の流れを図1に示した²⁾。

図1. 専門研修の流れ



4. 専門医制度の理念、専門医の使命・目標

4.1 専門医制度の理念

社会医学系専門医制度は、個人へのアプローチにとどまらず、多様な集団、環境、社会システムにアプローチし、人々の健康の保持・増進、傷病の予防、リスク管理や社会制度運用に関してリーダーシップを発揮することにより社会に貢献する専門医を養成する。もって、多世代・生涯にわたる健康面での安全、安心の確保と向上に寄与することを理念としている。

4.2 専門医の使命

社会医学系専門医は、医師としての使命感、倫理性、人権尊重の意識、公共への責任感を持ち、医学を基盤として保健・医療・福祉サービス、環境リスク管理および社会システムに関する広範囲の専門的知識・技術・能力を駆使し、人々の命と健康を守ることを使命とする。

4.3 専門医の目標

社会医学系専門医は、使命を果たすために、国、地域、職域、医療現場等の社会に存在または発生する健康課題に対して、システム、環境、集団、個人といった幅広い対象に働きかけて、問題を解決することを目指す。その際、医療・保健専門職のみならず、幅広い立場の関係者との協働および調整ができる能力を有することが求められる。この能力は、具体的には、表1に示された8つのコア・コンピテンシーに分類される。本専門医制度による専門医は、それらの獲得のために専門研修に取り組み、専門資格取得後も継続的に能力向上に努めることが求められる。

表1 本領域の専門医のコア・コンピテンシー

1. 基礎的な臨床能力

- 医師が身に付けておくべき診療に関する基本的な知識と技術を前提に、個人や集団の背景や環境等を踏まえて、疾病の予防や管理、再発防止や機能低下の防止について管理指導を行うことができる。
- 疾病の原因と健康への影響の因果関係、および疾患や障害の発生に関するリスクを評価し、改善、管理、予防対策を講じることができる。
- 心身機能・身体構造の医学的・社会的評価(疾患の程度、機能障害、活動の制限、参加の制約の状態)を踏まえ、患者等の疾病や障害を管理するとともに、社会活動への参画を支援できる。

2. 分析評価能力

- 法令に基づく統計調査を正しく理解し、データを的確に使うことができる。
- 統計情報を活用して標準化、時系列分析、地理的分析などを行い、健康課題を明らかにできる。
- 特定集団の健康水準ならびに健康決定諸条件を把握するための指標について理解し、使用することができる。
- 課題解決のために、定量的データ、定性的データを的確に活用し、データベースを構築することができる。
- 特定の課題において健康ニーズアセスメントを実施することができる。
- 新たな政策や事業を導入することによりもたらされる健康影響を系統的に評価することができる。
- 様々な研究手法の長所や限界を理解し、客観的にエビデンスを評価することができる。
- 健康プログラムの有効性をエビデンスに基づき正しく評価できる。
- 情報を分析して、提供される保健医療サービスの質や施策全体のパフォーマンスを評価することができる。

3. 課題解決能力

- 施策を実施し目的を達成するために必要な資源を確保することができる。

- ・ 利用可能な資源を有効に活用して事業の進捗をはかり、定められた期間内に成果をあげて完了させることができる。
- ・ 財務管理の手法の適用について理解し、それを示すことができる。
- ・ 新たな事業に必要な予算の算定を、事業の効率性、事業効果の重要性、資源の有効活用などの点からの確に行うことができる。
- ・ 経営計画の立案と評価を行い、対案の査定、事業の継続または中止の判断ができる。
- ・ 不確定な要素、予想外の事態、種々の問題に対し注意深く適切に対処することができる。

4. コミュニケーション能力

- ・ 口頭・文書により組織の内外と適切な潤滑な意識疎通をはかることができる。
- ・ 健康危機管理の一般原則と、専門職、保健所、自治体、国、メディアなどの役割を理解し、活用できる。
- ・ ヘルスコミュニケーション、リスクコミュニケーションについて理解し、適切にメディアに対応できる。
- ・ ソーシャルマーケティングとマスコミュニケーションの理論を理解した上での確に応用し、人々の健康に係わるメディア戦略の立案と展開に貢献できる。
- ・ 国民の健康に係わる情報を社会に向けて適切に公表し、わかりやすく伝え、サービスやシステムを適切に評価し、様々な場面での意思決定に役立てることができる。

5. パートナーシップの構築能力

- ・ 複雑な問題に対して、他の関係機関と良好な関係を構築して取り組むことができる。
- ・ 公衆衛生活動を効果的に展開するために、重要な利害関係者や協力者を見出し、参画させることができる。
- ・ 複数機関が関与する状況下において、専門領域が異なる人々と協力して業務を行うための技術と能力がある。
- ・ 関係者の利害関係をふまえて地域開発の事業や活動を展開することができる。
- ・ 他の専門領域の協力者と連携し、公衆衛生およびその他の評価・監査事業を、計画、実施、完結できる。

6. 教育・指導能力

- ・ 幅広い層の人々を対象に公衆衛生課題について指導・教育する能力がある。
- ・ 人材育成についての知識、技術と態度を身につけている。
- ・ 関係する組織の職員の指導と支援を行い、業務の進捗を管理し、建設的なフィードバックを行うことにより職員の資質向上を図ることができる。

7. 研究推進と成果の還元能力

- ・ 研究テーマに関する系統的文献レビューを行うことができる。
- ・ 様々な専門領域にまたがる複雑な研究の結果を解釈できる。
- ・ 公衆衛生活動にかかわる理論モデルとその妥当性を理解している。
- ・ 公衆衛生の推進および課題解決のための研究をデ

ザインできる。

- ・ 患者や地域住民のニーズに即した調査研究を行うことができる。
- ・ 研究成果を論文として発表できる。
- ・ 保健医療福祉サービスの評価指標や基準を作成することができる。

8. 倫理的行動能力

- ・ 職業上の倫理規範を遵守している。
- ・ 秘密保持、個人情報保護に関する法的事項を理解し、法令を遵守し倫理的に適切な情報管理を行う。
- ・ 常に最新知識・技術の獲得を目指す努力を行い、適切な教育や研修を受ける。

5 基本プログラム

前述のコア・コンピテンシーの獲得を促すため、社会医学系専門医協会では、基本プログラムを提示している³⁾。基本プログラムでは、表2に示した項目とその詳細項目について、全体目標および到達目標が示されている。

表2. 基本プログラム

-
- ・公衆衛生総論
 - ・保健医療政策
 - ・疫学・医学統計学
 - ・行動科学
 - ・組織経営・管理
 - ・健康危機管理
 - ・環境・産業保健
-

参考文献

- 1) 社会医学系専門医協会 [http://shakai-senmon-i.umin.jp/ (accessed 2017-Sep-1)]
- 2) 社会医学系専門医協会. 指導医マニュアル [http://shakai-senmon-i.umin.jp/doc/sidouji_manual.doc (accessed 2017-Sep-1)]
- 3) 社会医学系専門医協会. 基本プログラム [http://shakai-senmon-i.umin.jp/doc/kihon_160606.pdf (accessed 2017-Sep-1)]